

高等学校等就学支援金（返済不要）

（令和2年4月～6月分の授業料の補助）

は、申請を行わなければ受給できません。

高等学校等就学支援金確認票

保護者等（両親の場合2名分）の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割の
合算額が50万7,000 円未満ですか？

令和元年度（平成31年度）県民税・市町村民税所得割額の合算額

保護者① _____ 円 + 保護者② _____ 円 = _____ 円

※課税額確認のための記入欄です。未記入でも問題ございません。

50万7,000 円未満のため、就学支援金の届出（申請）をします。

→ この「確認票」を令和2年4月9日（木）に必ず学級担任へ提出してください。

※ 神奈川県から今後のスケジュール等が通知され次第、別途、申請書類等を配布し、提出書類・提出期限などを御通知いたします。

50万7,000 円以上のため、就学支援金の届出（申請）をしません。

→ 「確認票」の提出は必要ありません。

※ 保護者等の収入状況などに変更が生じた場合は、事務室会計係へ御相談ください。

ふりがな		クラス等
生徒氏名		年 組 番
保護者氏名		
連絡先		

*内容の確認をさせていただく場合がありますので、連絡のつく連絡先を記載してください。